

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

利尻富士町立鷺泊中学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入り替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

鷺泊中学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であることから、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止と豊かな心の育成をめざして、「鷺泊中学校いじめ防止基本方針」を定める。
- (2) また、本方針により生徒が、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを許さない心情を育てていく。
- (3) 加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することをめざす。

鷺泊中学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- (2) いじめの相談・通報窓口
- (3) いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対策案の作成

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- 1 未然防止
  - (1) 仲間との強い絆を育む安心感と居場所のある学級づくり
  - (2) 互いのよさや違いを認め合い、友情を育む道徳教育の展開
  - (3) 縦割り活動をもとにした全校集団づくりの展開
- 2 早期発見
  - (1) 丁寧に生徒を見取り、全教職員での情報を共有する。
  - (2) 定期的な「いじめアンケート」を実施する。
  - (3) 相談窓口を明示し、相談体制の整備。(相談できる外部機関の周知)

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の鷺泊中学校のいじめ対策組織担当は、教頭（相川）、生徒指導主事（松田）です。

連絡先0163-82-1092（学校代表電話）

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
宗谷教育局教育相談電話（電話）	0162-33-7630	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

